

○ 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2 5 7 (略)	第三百十五条第七号	(略)	読み替える法の規定
	少額短期保険業	(略)	読み替えられる字句
	少額短期保険業又は特定保険業	(略)	読み替える字句

2 5 7 (略)	第三百十五条第六号	(略)	読み替える法の規定
	少額短期保険業	(略)	読み替えられる字句
	少額短期保険業又は特定保険業	(略)	読み替える字句